

令和5年7月18日

衆議院議員

野田 聖子 殿

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める要望書

—通称使用拡大論の矛盾を中心に

東京都港区虎ノ門3-18-12

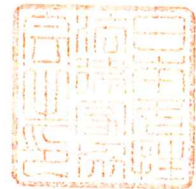
スタジオ虎ノ門811

TEL03-3578-1981/FAX03-3478-6188

<https://j-wba.org/>

日本女性法律家協会

会長 佐貫 葉子



時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会は、昭和25年（1950年）に設立された女性の裁判官、検察官、弁護士および法学者からなる団体であり、長年にわたり、夫婦の氏の問題に取り組んできたところ、これまで数度にわたり、内閣総理大臣、少子化担当大臣ならびに与党・野党の代表者宛て、「選択的夫婦別姓制度を内容とする早期の民法改正を求める要望書」を提出致しました。

今般改めて、以下（1～5）のことを、元女性活躍担当大臣であられる貴職に申し上げます。

1 第5次男女共同参画基本計画／女性版骨太の方針2023について

多数の議員のご尽力によるも、自由民主党内における選択的夫婦別姓反対論により2020年12月策定の第5次男女共同参画基本計画に、「選択的夫婦別姓制度」の記述がなくなり、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」と後退した記述になったことは周知

のとおりです。他方で、2023年6月に発表された「女性版骨太の方針2023」では、「企業における女性登用の加速化」や「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」が謳われ、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」が目標に掲げられています。これらの目標を真に実現するには伝統的な家制度や家族観、それらに根付く固定的な性別役割分担意識や男女像を払拭する必要があることは言うまでもありません。伝統的な家族観に基づく夫婦同氏制に拘泥するのは矛盾と言わざるを得ません。

2 司法判断について

(1) 令和3年6月23日、本問題に関する最高裁判所大法廷決定（以下、「令和3年大法廷決定」といいます）は、夫婦の同氏制を定めた民法750条を合憲とした平成27年12月26日最高裁判所大法廷判決（以下、「平成27年大法廷判決」といいます）を踏襲しました。しかし、令和3年大法廷決定には、注目すべき4人の裁判官による3つの違憲意見（民法750条、戸籍法74条1号は、憲法24条に違反する）が付記されています。当協会は、これらの違憲意見こそ問題の本質を捉えた説得力ある判示であると認識しています。

なお、同決定には、多数意見と結論を同じくしながらも3人の裁判官による補足意見が付記されており、同補足意見では「選択的夫婦別氏制の方が合理性を有するとの意見があることも理解できる。」「一般論として、この種の法制度の合理性に関わる事情の変化いかんによっては、本件各規定が憲法24条に違反すると評価されるに至ることもあり得る」「法制度の合理性に関わる国民の意識の変化や社会の変化等の状況は、本来、立法機関である国会において不断に目を配り、これに対応すべき事柄であり、選択的夫婦別氏制の導入に関する最近の議論の高まりについても、まずこれを国会において受け止めるべきであろう」「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する」と判示しています。

以上を踏まえて、令和3年大法廷決定において、選択的夫婦別姓制度の導入に消極的な判断がなされたとの受け止め方は、同決定の判示するところとまったく異なることを強調したいと考えます。

(2) さらに令和4年3月22日、本問題に関連する最高裁判所第三小法廷決定（以下、「令和4年小法廷決定」といいます）において、5人の裁判官中2人の裁判官が、夫婦の同氏制を定めた民法750条、戸籍法74条1号を、憲法24条に違反するとの意見を述べています。このうち、一人の裁判官は、令和3年大法廷決定（令和3年6月23日）後、新たに就任された女性裁判官です。その意見は、氏名は、個人の識別機能と共に個人として尊重される基礎であり人格の象徴であること、憲法24条1項は、婚姻の自由を保障しているにもかかわらず夫婦同氏制は、婚姻をしようとする者に氏の変更か法律婚の断念かの二者択一を迫るもので婚姻の自由を制約し、それを正当化するほどの根拠は存在しないことなどを理由とするものです。これまでの違憲論とその主旨を同じくするものですが、さらに世論調査の結果による比較的若い世代の意見の状況（選択的夫婦別氏制への法改正を容認する者が半数を超えている）に鑑みれば、家族制度の維持という名のもので制約が彼らの世代の将来にとって足かせとならないようにすべきものと思われると述べています。

(3) なお、以上の「平成27年大法廷判決」「令和3年大法廷決定」「令和4年小法廷決定」において、関与された6人の女性裁判官中5人の裁判官が夫婦同氏制を憲法24条に違反すると判示されていることの意味はよくご理解いただきたいと考えます。

3 通称使用の拡大により本問題を解決しようとする論について

ところで選択的夫婦別姓制度反対論者の中に、通称使用の拡大をもって本件を解決しようとする動きが見られるので、その点に限定し、通称使用の拡大は本質的な解決にならないばかりか、拡大するにつれ当該論者が強調する夫婦同氏制の根拠を薄弱化・空疎化する

ものであることを、以下に述べることにします。

(1) 平成27年大法廷判決は、「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない」「氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じていると推認できる」としながら、「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度緩和され得る」としています。恐らく通称使用拡大論者の多くはこの判示のような考え方に依拠していると推認されます。

しかしながら、この点に関しては、既に同判決に付記された意見（3名の女性裁判官を含む）や反対意見において、

- ・通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけではなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要があり、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。
- ・通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる。
- ・通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の識別に支障があることを示す証左である

等の批判がありました。同様の批判は、令和4年小法廷決定における違憲意見でも述べられています。

(2) ところで令和3年大法廷決定では、上記と同趣旨の批判がなされ、さらに通称使用拡大論に関して詳述した意見が付記されています。ここでその一部を抜粋して引用します。(傍線は、当協会)

- ① 旧姓の通称使用拡大は、夫婦同氏制による氏の変更後の戸籍に記載されている氏名が、社会での使用に耐えない場合があること・・夫婦同氏制による氏ではなく、生来の氏による氏名を使用しなければ、その個人が、氏を変更せずに婚姻した者であれば決して置かれることがない不合理で理不尽な状況に置かれ得ることについての社会的認知の拡大を意味している点は極めて重要である。
- ② 国家機関において公的文書を作成する者が、その作成の責任の所在を明らかにするべき作成者の氏名として旧姓を使用することが認められたことは、夫婦同氏制の下で決められた氏が実社会において使用されない氏（つまり原則として非公開とされている戸籍に記載されているだけの氏）になっても問題はなく、旧姓の方が夫婦同氏制の下で決められた氏よりも実質的な価値があり、国民との関係でも公的文書作成の責任者の個人識別に法的な問題を生じないことを国の機関が認めるに至ったという意味がある。そのことは、夫婦同氏制による変更後の氏が対外的公示という点では実質的価値が乏しいことを示しているといえる。・・旧姓使用の拡大の事実は、夫婦同氏制の合理性の説明を空疎化し、夫婦同氏制自体の不合理性を浮き彫りにするものといえる。
- ③ 旧姓使用が拡大するということは、表札にも郵便物にも旧姓が使用され、夫婦親子の間でも社会的には氏が統一されていない状態が広がることを意味する。（しかしながら、旧姓の使用により、実質的に夫婦別氏となっている家族の絆が弱くなっているという実証的根拠は何ら存在しない。）*括弧内は、反対意見の他の箇所を当協会にて引用・・その結果、社会的には氏を異にする外観を有する夫婦が増えて、外観上は事実婚の夫婦との差異がなくなるので見分けがつかなくなり、夫婦同氏制によって決定された氏（戸籍上の氏）によって夫婦であることの公示や家族であることの公示がなされず、対外的には、氏が夫婦であること、家族であることの識別には使われないと

いう実態が拡大する。他方で、夫婦同氏制によって決定された氏が戸籍に記載されているとしても、戸籍に記載された個人情報プライバシー情報であり、戸籍の閲覧は認められず、第三者の戸籍の謄抄本を請求することも原則として認められないから、戸籍が夫婦同氏制で決定された氏の対外的公示手段になるという説明は現実的には無理である。

- ④ 旧姓の通称使用は、実態としては婚姻した女性にダブルネームを認めるのと同じである。旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではなく、かつダブルネームを使い分ける負担の増加という問題が新たに生ずる。また、男女の別を問わず、ダブルネームを使う個人の増加は、社会的なダブルネーム管理コストや個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるという不合理な結果も生じさせる。

4 令和3年12月～令和4年1月の「家族の法制に関する世論調査」について

内閣府は、令和3年12月2日～令和4年1月9日にかけて、家族の法制に関する世論調査を実施し、その中で選択的夫婦別姓制度について、「夫婦同姓制度を維持したほうがよい」と考える人の割合27%、「夫婦同氏制度を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と考える人の割合42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよい」と考える人の割合28.9%と発表しています。

本世論調査は、既に批判があるように、「通称使用についての法制度を設ける」という選択肢と「選択的夫婦別姓制度導入する」という選択肢の区別が一般には分かりにくい上、通称使用については、ダブルネームになるという問題、それが拡大した場合の社会的管理コストや戸籍上の氏の実質化の問題などが全く説明されないまま選択肢と提示されています。「変革よりは、改善を求めやすい」という一般的な心理傾

向を利用して、敢えて「通称使用についての法制度を設けたほうがよい」との選択肢を選択するよう誘導されたのではないかの疑念すら禁じ得ません。

本世論調査における他の設問において、通称使用によっても「それだけでは対処しきれない不便・不利益があると思う」と考える人の割合が60%弱あることを併せて考慮に入れるべきと考えます。

また、そもそも本世論調査の回答者は60代以上が約半数を占めており、若い世代の声を正しく反映しているものではありません。これから婚姻をしようとする20代から40代の回答は、選択的夫婦別姓を求めていることを示しています。前記令和4年小法廷決定の違憲意見でも指摘されたように、若い世代の将来にとって足かせとなるような制度を作るべきではありません。

5 結語

以上のとおり、夫婦同氏制の問題を、通称使用の拡大で解決を図ろうとすることは、問題の本質的な解決にならない(したがって司法判断を求める争訟は絶えることはない)ばかりか、むしろ夫婦同氏制の合理性が薄弱で空疎であることを自ら露呈しているといえます。論者がその一方で、夫婦同氏制に拘泥するのはまさに矛盾という他ありません。

貴職におかれましては、上記につきご斟酌をいただき、何卒適切なお対応をお願いし、たく要望致します。

以上